

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和6年12月9日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時2分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地 岡田 実 西尾 彰仁 伊藤 幾子 平野真理子 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主事	小林 舞実
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 竹間 恭子 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 蔵増 彩 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 中央人権福祉センター参事 岡部 孝志</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 秘書課長 中川 直人 秘書課広報室長 植田 孝二 文化交流課長 中村 和範</p>		

	文化交流課課長補佐 城市 索 次長兼デジタル戦略課長 山根 寿彦 デジタル戦略課参事 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 【市民生活部】 市民生活部長 河口 正博 地域振興課長 山名 常裕 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 田中 直美 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境局次長兼環境保全課長 上田 光徳 環境保全課課長補佐 西澤 直也 【総合支所】 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所長 太田 潤一 気高町総合支所長 中原 登 【監査委員事務局】 事務局 長 富山 茂 事務局 次長 有元 薫治 局 長 補 佐 金岡 正樹 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 事務局 次長 田渕 康修 【市議会事務局】 事務局 長 保木本英明 事務局 次長 一村 泰志 局 長 補 佐 毛利 元
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

() おはようございます。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いですが、皆さんおそろいですから、ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、陳情審査、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、報告、

最後に、各種委員会の議案説明という流れにしています。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、総務部・危機管理部に入ります。

まず初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。竹間部長。

○竹間恭子総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の竹間です。本日、説明させていただきます議案ですが、まず、議案第134号一般会計の補正予算、所管に属する部分となっております。これは、主に人件費の実績見込みに伴うもの、そして、基金積立金利子を積立てをするものに伴うもの、また、ふるさと納税の見込みの増に伴う経費等でございます。そして、繰越明許費として、適正工期を確保するために、2事業を計上させていただいておりますし、債務負担行為として3事業、これは、令和7年4月から事業を実施するために、今年度内にプロポーザルを実施して、事業者を選定させていただきたいと考えているものです。次に、議案第137号の土地取得費特別会計補正予算、そして、議案第140号の財産区管理事業費特別会計補正予算、これは、いずれも基金積立金利子等を積立てするものに係る経費の計上でございます。次に、議案第148号、そして、議案第149号、議案第151号は、条例に関する議案でして、それぞれ制定をするもの、そして一部改正をするもの、廃止をするものとなっております。

また、報告事項といたしまして、11月26日に、公共施設の包括管理委託事業を実施するに当たり、保守管理や修繕を担っていただく事業者の皆様へ説明会を開催しましたので、その概要について説明を申し上げたいと思います。

それぞれ担当課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明・答弁は、簡潔にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。執行部及び委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、資料1の1、総務企画委員会説明資料（6年度12月補正予算）、そして、資料1の2、繰越明許費説明資料、そして、資料1の3、債務負担行為の概要に沿って、説明させていただきます。なお、資料1の1の左側に予算書、そして、事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、歳出の特定財源として説明ができるものについては省略をいたしております。

それでは、5ページを御覧ください。款繰入金、基金繰入金、まず上段から、公共施設等整備基金繰入金、補正額が3,178万7,000円でございます。こちらは、このたびの補正予算で提案しております、小・中学校の維持補修費など5事業の財源として活用するものでございます。

続いて、地域振興基金繰入金、補正額が1億1,330万7,000円でございます。こちら、補正予算で提案しております企業立地促進補助金、こちらの財源として活用するものでございます。

その次、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金、補正額が349万5,000円、こちらですね、このたびの補正予算で提案しております物価高騰対策関連の利子補助金、そして、外国人観光客向け高速バス運行支援事業の財源として活用するものでございます。

下りていただきまして、款繰越金、前年度繰越金、補正額が2億1,314万7,000円でございます。こちらは、2ページに記載の地方交付税3億円と合わせまして、このたびの一般会計補正予算（第6号）、総額10億3,021万6,000円、こちらの一般財源として活用するものでございます。なお、前年度繰越金につきましては、9月の決算で認定いただきまして、20億5,440万7,000円で確定をしておりますので、残額につきましては、今後の補正予算の一般財源として計上してまいりたいと考えております。

歳入につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。よろしく申し上げます。続きまして、歳出についてです。予算書は32ページから、資料は、1の1の7ページからになります。歳出につきましては、先ほど部長のほうから挨拶ありましたとおり、人件費の実績見込みや基金の積立利子の確定に伴うものが主な内容となっております。それ以外の事業について、特に必要、説明が必要なものについて、順次説明をさせていただきたいと思っております。

なお、職員課の補正予算につきましても、これも人件費の実績見込みによるものでございます。ただ、例年12月補正で計上をしております退職手当につきましては、定年延長制度が初めて適用された、昨年度60歳を迎えた職員が、12月補正後に、急遽、退職の意向を示されるケースや、そのほかにも、比較的若い世代の予期せぬ早期退職というものも発生をいたしました。そのため、今年度につきましては、退職手当については、2月補正において、より確度の高い実績見込みに基づいて予算を計上させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、9ページを御覧ください。一番下段でございます。款・項・目総務費、徴税費、税務総務費、事業名は、税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は36ページ、事業別概要書は13ページとなります。補正額は5,779万3,000円、補正後は3億6,232万3,000円をお願いするものでございます。財源は、その他財源702万円、この内訳は、雑入で、出店者から頂く手数料でございます。そして、一般財源5,077万3,000円となります。歳出補正、歳出補正内容でございますが、本年のふるさと納税の寄附額は、当初見込みの6億2,000万円を上回る伸びをしており、件数2万7,000件、寄附額7億5,000万円を見込んでるところであり、これに伴い、寄附金の受領書ですとか、返礼品の発送に要する経費、また、外部ウェブサイトの利用手数料などの事務費に不足が生じる見込みとなったため、また、

会計年度任用職員の人件費増額を見込んだ額 5,779 万 3,000 円を計上しているものでございます。以上でございます。

続きまして、債務負担行為について御審議をお願いしたいと思います。事業の詳細は、予算資料1の3、2ページにて御説明させていただきたいと思っております。予算書12ページ、事業別概要書は45ページとなります。ふるさと納税推進業務委託事業に係る債務負担行為でございます。

まず、本事業の目的でございます。これまで、ふるさと納税の寄附額を増やすため、新たな返礼品の開拓やブランディングなど、商品の魅力アップに取り組んでまいりました。昨年、全国のふるさと納税による寄附額が1兆円を突破いたしました。業界では、2兆円の市場規模があるとされておりまして、そのような中、本市といたしましても、炊飯器のようなヒット商品により、寄附額が飛躍的に伸びたところでございますが、なかなかそのような商品を、日頃から見つけ出すことが容易ではございません。私どもが寄附獲得に苦戦している中、本市から他自治体へ、ふるさと納税をされる方が、やはり年々増加している状況でございます。ちなみに、令和3年度では約1.6億円でしたが、令和5年度では約2.8億円と、他自治体への寄附額は年々増加しておりまして、今後もその流れは続いていくものと思われまします。この他自治体へ流出した寄附額のうち75%は、普通交付税算定の基礎となります基準財政収入額、こちらより控除されるため、実質的な減収というのが25%となっているところでございます。このような状況ですと、やはり何か手を打っていかないと、将来、流出額が寄附額を上回るのではないのかと、担当課としては危機感を持っているところでございます。

そこで、来年度より、ふるさと納税業務の一部を民間事業者へ委託することにより、寄附額の増加と地場産業の振興も目指したいと考えるものでございます。目標といたしましては、令和9年度で、寄附額を10億円としたいと考えております。

事業内容でございますが、主な事業内容でございます。外部ポータルサイトの返礼品登録ですとか、在庫管理、あと、市内事業者向けの説明会を開催しまして、新たな返礼品の開発、また、商品のブランディングなどを行いまして、商品の見分けを行います。これによりまして、本年9月補正で、ブランディング業務の債務負担をお願いしていたところでございますが、その額、約450万円は、来年度は執行しないこととなります。

事業期間でございますが、令和7年4月から令和10年までの3年間で、債務負担限度額といたしまして、税別寄附額の5%を上限をお願いしたいと思っております。

これからの検討内容といたしまして、現在、返礼品、事業者から頂いている18%の出店手数料、こちらを廃止いたしまして、返礼品の価格を下げて、他自治体との価格競争、こちらの競争率も上げていきたいと考えております。また、本市の独自の特設サイトを持っているんですけども、こちらが寄附額全体の約0.4%、大体、寄附額100万円ほどでございます。著しく低いと、こちらのサイトの廃止についても検討していきたいと考えております。ちなみに、県内4市、松江市も含めまして、市独自のサイトを有しているのは本市のみでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、本議会で債務負担の御承認をいただいた後、募集を開始しまして、2月には業者を選定し、令和7年4月より業務を開始したいと考えておる

ところでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。よろしくお願ひいたします。続きまして、ちょっと前後いたしますが、繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。資料1の2、繰越明許費説明資料を御覧ください。上の段、財産経営課、事業名、気高法面崩壊復旧事業です。予算書は80ページです。この事業は、昨年7月の大雨により崩落した気高町内酒津地内ののり面の復旧工事事業費ですが、本年度中に復旧工事を完了する予定であったところ、測量設計業務におきまして、復旧対策範囲を確定するための隣接地との、民地との境界確定に不測の日数を要したことから、本工事の適正工期を確保するために、事業費3,710万円の全額を繰り越しさせていただき、事業実施をさせていただくものです。本事業の説明は以上です。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、川口でございます。前後いたしますが、債務負担行為の概要についてです。資料1の3、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業費についてです。補正予算書は86ページ、事業別概要は46ページになります。これは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習意欲や学力の向上を図ることを目的に、学習教室を市内に開設いたしまして、支援対象者に学習支援を行うものです。予算額は134万9,000円で、国補助は2分の1となっております。債務負担行為を設定することによりまして、翌年度に向けた事業者選定等の準備を開始することで、継続した学習支援を行おうとするものです。

続いて、資料1の3の4ページになります。生活困窮者就労準備支援事業費についてです。補正予算書は86ページ、事業別概要47ページです。これは、直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し、日常生活支援や社会生活自立支援など、就労に必要な訓練を実施するもので、予算額は287万5,000円で、国補助は3分の2となっております。この事業につきましても、債務負担行為を設定することにより、翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することができ、継続した就労支援を行おうとするものです。以上でございます。説明は以上になります。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。また資料が前後して申し訳ありませんが、資料1の2のほうを御覧いただけますでしょうか。繰越明許費の説明になります。このページの下段のほうになります、危機管理課所管分でございます。消防ポンプ車格納庫建設事業でございます。この事業は、老朽化による河原第2分団、消防ポンプ車格納庫の建て替え事業でございますが、新しい格納庫は、旧西郷地区公民館を解体し、その跡地に新築する計画であるところ、先行する旧西郷地区公民館の解体工事の遅れにより、格納庫新築工事の着工時期も遅れる見込みとなったため、適正工期を確保するために、繰越しをさせていただくものでございます。5,850万円を、繰越明許をお願いするものでございます。以上でございます。

一般会計の説明は、以上となります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 よろしいですか。それでは、議案第134号の説明の終了した部署の方は御退席ください。

議案第137号令和6年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算（説明）

- ◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、137号令和6年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、補正予算資料1の1で説明をさせていただきたいと思っております。13ページを御覧ください。款・項・目財産収入、財産運用収入、土地開発基金運用収入でございます。予算書は132ページとなります。補正額は49万1,000円、補正後は55万8,000円をお願いするものでございます。財源は、その他財源49万1,000円、この内訳は、基金の手持ち資金の繰替え運用及び鳥取市土地開発公社へ貸付けしている利率が、本年4月より0.003%から0.025%へ変更されたことによるものでございます。この運用利率ですけれども、こちらは鳥取市基金繰替え運用取扱要綱、こちらによりまして、市内銀行の大口1年定期、こちらの預金店頭レートを参考に決めたものでございます。

続きまして、歳出でございます。款・項・目土地取得事業費、土地取得事業費、事務費でございます。予算書は134ページとなります。補正額は49万1,000円、補正後は55万8,000円をお願いするものでございます。これは、受け入れた歳入55万8,000円を、土地開発基金へ積み立てるものでございます。説明は以上でございます。

- ◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第140号令和6年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明）

- ◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第140号令和6年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。では、続きまして、議案第140号財産区特別会計につきまして、御説明させていただきます。資料1の1、14ページを御覧ください。予算書は174ページでございます。まず、上の段、歳入の表を御覧ください。款財産収入、項財産運用収入、目利子及び配当金につきまして、補正前の額7,000円が、補正額1万円の増額です。これは、各財産区の基金積立利子につきまして、当初予算額から増額となる見込みであるため、補正予算として計上させていただいているものです。内訳につきましては、宇倍野財産区が7,000円、鹿野財産区・青谷財産区・勝部財産区が各1,000円の増額です。

次に、ページの下段、歳出の欄です。総務費、総務管理費、一般管理費につきまして、補正

前の額90万4,000円に対し、補正額1万円です。これは、先ほどの歳入で御説明しました積立金利子の増額に伴い、基金への積立てをする金額の増額をするものです。各財産区の内訳は、先ほど御説明しました歳入の額と同額でございます。本事業の説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第148号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第148号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明をお願いいたします。池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原でございます。付議案のほうは7ページ、議案第148号ということで、資料のほう、資料2の2ページからになります。条例改正の内容である督促手数料の廃止について、まず説明のほうさせていただきたいというふうに思っております。めくっていただきまして、3ページから図解的な資料を載せておりますので、見ていただければと思います。

まず、督促手数料ですけれども、法令にて、督促手数料を徴収することができるというふうに定められており、本市におきましても、督促手数料を徴収するように市税条例などで督促手数料100円というふうに定めておるところです。

督促手数料の主な目的ですけれども、督促状の発行に係る費用の負担とか、あとは早期納付促進、いわゆる納付意識の高揚など、2点が上げられると思います。本市においては、昭和25年に制定された市税条例において、当時10円ということでスタートをしております。御存じかとは思いますが、督促状というのは、納期後納付がなかった場合20日以内に発送するよう法令で定められているもので、条例の定めにより、先ほど申し上げましたとおり、100円を賦課しているというようなものでございます。

資料の右上を御覧ください。督促手数料に関する条例でございますが、現在、9条例、定められています。1行目の市税条例と5行目の税外収入金の条例、こちらのほうに督促手数料100円というのが明記されています。あと、9行目の鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例、ちょっと長かったですけれども、こちらのほうが、督促手数料80円ということで明記されております。それ以外の条例は、市税条例とか、税外収入金の条例、これを準用するような形になっております。その主要な市税条例と税外収入金の条例が、収納推進課が所管であるというようなことございまして、総務企画委員会において、提案、説明させていただくものでございます。新旧対照表のほうにつきましては、6ページ以降につけておりますので、参考にまた御覧いただければというふうに思っております。

資料の3ページの左下を御覧ください。令和5年度の督促状の発送件数と発送経費ということで、参考で載せております。市税におきましては、市・県民税の普通徴収、市・県民税特別徴収、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税というようなものが主なものになりました。

て、発送経費としましては、督促状の印刷経費と発送経費のみで1通当たり計算をして算出しているものでございます。そのほかにも人件費でありますとか、システムの改修費でありますとか、そういったものもありますけれども、そういったものはちょっと除いて計上をして、参考資料として載せております。いずれも、年々単価としては上昇してはおりますけれども、市税の督促状というのは、10年前の平成25年と比較しますと、58.2%まで減少しておりますので、支出としては減ってきているというふうに思っております。

続きまして、右下を御覧ください。令和5年度の決算でございます。右下の数字になりますけれども、約670万円の督促手数料の収入がっております。令和7年度から督促手数料廃止というふうになった場合ですけれども、現年度分の試算になりますね、約560万円程度が減収になるというふうに見込まれます。その後、滞納繰越分の督促手数料のみとなっていくため、年々督促手数料の収入というのは減少していく見込みでございます。一般会計のところ、市税ほかというふうに書いておりますけれども、これは、市税と保育料、生活保護費返還金、浄化槽使用料でございます。ほとんど市税の督促手数料になっております。あと、条例の定めはあっても収入のない債権もございまして、ここの決算のほうに載っていないというものもございまして。

それでは、次のページを御覧ください。督促手数料に係る諸問題ということで載せております。左上ですけれども、まず、従来から使用しているOCRつき納付書でございます。納付書の金融機関の読み取り部分に、皆さん御存じかとは思いますが、ピンクの枠で囲ってあるような納付書にあると思います。こちらのほうには、納税情報が既に入っております、それをOCRの自動読み取り機で読み取ると、消し込みとかデータ作成ができるというようなものでございます。OCR納付書のほうが優秀なのは、督促手数料とか延滞金とか追記も可能であったというようなことがあります。あと、今、QRコードつき納付書というのがございます。国のデジタル化の施策として、地方公共団体への交付金納付のデジタル化として、電子納税システムeLTAXを活用した地方税のQRコード決済というのが開始されています。本市においても、令和5年度に固定資産税と軽自動車税、令和6年度には市・県民税の普通徴収について導入をしたところでございます。それ以外のものにつきましては、従来からのOCRつき納付書ということで、今両方を利用していると、使用しているということになります。

QRコードつき納付書での納付というのが始まったんですけれども、これは、全国の金融機関でも利用できるということが、かなり大きなメリットでございます。そうなりますと、QRコード納付書というのは、このQRを読み込むことで、消し込み作業とか収納作業ができるというようなことになりますので、100円とか、そういったものが追記納付することができないというようなことになっております。今問題が出ているのは、改めてその督促手数料100円というのを再発行したりするということが必要なんですけれども、なかなか十分対応できていないという問題点がございまして。

次に、右上でございます。金融機関からの要望ということで、以前より、このQRコードを導入する前からということですが、金融機関のほうから、督促手数料の追記納付というのが窓口で負担になっているので、追記納付を廃止してほしいとか、あと、そのさらに進みまして、督促手数料のも、そろそろ廃止のほうを検討してほしいとか、そういうような声をいただ

いております。現在、本市におきまして、その申入れを受けてですね、要望のあった金融機関では、窓口において督促手数料の追記納付というのを行っていない状況でございます。市内の金融機関で取扱いが違ったり、改めて督促手数料100円の納付書を送付が必要となったりするため、金融機関からの要望のあった督促手数料の廃止ということにより、問題の解消を行いたいというふうに考えているものでございます。

次に、左下を見ていただければと思います。事務手続についてでございます。本税、あとは督促手数料、そして延滞金というふうに消し込みをするようなことになるんですけども、収納でありますとか、還付でありますとか、充当でありますとか、そういう場面場面によって、それぞれ負担が生じている部分がございます。また、還付や充当が発生するとき、場合によって、督促手数料100円だけ還付したりだとか、充当したりだとか、そういう処理も結構発生しております。また、それを本税に充てたりしないといけないときには、支出更正をしたりだとか、そういう作業も随時発生しており、この督促手数料という部分だけでも負担がかなり大きくなっております。また、徴収の現場では、催告をしたりだとか、分納のお話をしたりだとか、またまた滞納処分をするというような現場においても、常に督促手数料のデータ確認、これは間違いなく取れるかどうかとか、正しいかどうか確認をする必要があります。そこからずっと決済をするに当たっても、ずっとそれぞれ確認をしていかないといけないということで、それぞれ事務負担が発生しているということでございます。また、予算でありますとか、決算とか会計処理、もちろんそういうことをしていけないといけんですけども、それぞれで、やはりしっかりと予算立てしたりだとか、決算でも確認したりだとか、日々の収納でも会計を処理するという部分でも、かなり作業が、負担があるというのが実情でございます。年間としましては、収納推進課での推計ですけども、約0.8人役相当、負担がかかっているんじゃないかなというふうには考えております。

あと、右下のほう御覧ください。金融機関の窓口による入金トラブル、これは、やはり督促手数料が、入金に関しましては、金融機関の窓口とかコンビニ等々で納付されてから、3営業日～5営業日とか、市に入るまでタイムラグがございます。その間にやっぱり督促状が出ると、そこに100円がついてるというようなことで、かなり苦情の電話をいただいたりとかするケースもございます。また、特に督促状だけでしたらまだいいんですけども、やはり100円がついてるとということへの苦情というの、やはり多くてですね、徴収等々の現場でも苦労している部分がございます。

督促手数料の廃止によって、このメリットということですけども、今説明しましたとおり、市民の方は、納付のほうの方が分かりやすくなると。あと、金融機関での基準も統一でき、金融機関での負担も軽減されると。あと、本市の事務負担というのも軽減される、このように考えております。

では、最後のページを御覧ください。他の自治体の状況というのを調査して、ちょっと確認をしております。中核市の状況というのを調査をしております。督促手数料ですけども、既に中核市62あるんですけども、そのうち、46の自治体が廃止ということになっております。残り10市ですけども、これは、本市と同じような形、令和7年度に廃止に向けて動いているのが

10市ございます。あと、有料ということで、まだ廃止を検討していないところが6市あるんですけども、アンケートの中には、この6市の中でも、今後周りの動向を踏まえて、継続して検討していくという市も、中には含まれております。また、その他、廃止しているところがございますけども、国とか、県、あとは政令指定都市、こちらのほうは、もう既に廃止となっております。あと、県内で米子市、境港市ですけども、こちらのほうは、令和5年度からもう廃止ということになっております。あと、倉吉市のほうですけども、倉吉市のほうは、本市と同じような形で、令和7年度からの廃止ということで、今動いているということで確認しております。

令和5年度廃止の自治体の徴収率ということで、ちょっと調査を併せてさせていただいております。令和4年度と比べて上昇したところは1市、変わらなかったところは5市、下がっているところが2市となっておりますが、徴収率は督促手数料の部分に反映されるだけのものではないと思うんですけども、下がっているところも0.1%、どちらも0.1%でしたので、大きな影響はなかったんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

先ほどから説明しておりますとおり、QRコードつき納付書への移行ということで、督促手数料の廃止というのが、全国的に標準的な取扱いとなってきています。自治体が集まる研究会でも議題になっているなど、今後、各市町村にも、この督促手数料の廃止というのが広がってくるであろうと想定をしておるところでございます。また、その他の債権ということで、介護保険料、後期高齢者医療保険、下水道使用料など、QRつき納付書を令和8年度には導入するようという国からの通知もあります。今後、OCRつき納付書からこのQRコードつき納付書へ移行がどんどん進んでいくのではないかと考えているところです。

最後に、右側を御覧ください。廃止後の取組ということですが、時期につきましては、令和7年4月1日から施行しまして、以降につきまして発行した督促状について、督促手数料を廃止と。それまで、令和7年3月31までに発送した督促状については、従前どおり督促手数料を徴収するというようなこととなります。

デメリット2点、最初のほうで、デメリットといいますか、目的ということで2点説明させていただきました。これがデメリットになるかとは思いますが、督促状の発行に係る費用の負担という部分でございます。収納対策に係る費用というのは、実質、督促状の発送だけではなくて、電話催告をしたりでありますとか、文書催告、様々な滞納整理というので、かなり費用はもともとかかっております。ですが、ここ数年、徴収率というのも向上してきております。現年度の徴収率は、10年前から比べても0.5%向上ということになっております。これは、令和5年度の調定ベースでいきますと、約1億2,000万円の増収というふうに相当すると思われまます。それに対して、督促手数料、市税の現年分の督促手数料というのは、263万円程度でございます。これは、先ほどの令和5年度の調定ベースでいった徴収率は、0.01%相当ということで、僅かなものでございます。こういう諸問題を解決することにより、業務負担が軽減されます。業務も効率化されます。今まで続けてきている収納対策、この収納対策というのは、徹底した調査でありますとか、滞納処分の実施、延滞金もきっちり徴収していく、あと、丁寧な聞き取りもさらにしっかりとやっていくと、こういうことをしっかり続けていくことによって、

未収金も削減できますし、そして、継続した財源の確保につながるというふうに我々は考えております。

あと、もう一点、早期納付の促進ということが薄れて、納付意識の高揚がそがれるのではないかとこの部分もございます。現在、徴収、本市には早期対応、早期解決というのを目指してずっとここ数年やってきております。今回の手数料が廃止ということになりましたら、早期納付の意識が薄れないよう、引き続いて早期対応、早期解決ということをやっていきたいというふうに考えております。

最後に、督促手数料の廃止に併せまして、口座振替不能通知、こちらのほうも廃止を予定しておりますので、併せて説明のほうをさせていただきます。口座振替は、納期の月末ということで振替をして、振替ができなかった場合、翌月の大体5日頃に納付書つきの通知書を、発行をしているところでございます。口座振替の方には、当初納通に納付書が同封されておられないので、いきなり督促状が届いて、督促手数料100円っていうのも、やはり不利益が生じるという部分もありまして発送しているというようなこととなります。図の一番上の流れですね。しかし、今回、督促手数料100円がなくなるというようなことも踏まえまして、図でいう下の流れのほうに移行しようというふうに考えているところです。納金後、20日後に、督促状がやはり発送されるということで、このかなり短いスパンに納付書つきの納付書が出るというようなことで、現在はそうなっておりますので、誤って結構、二重納付されるというケースもございまして、そうしますと、また還付が発生しますとか、そういった業務負担も発生するという部分があります。このたび、督促手数料の廃止ということで、不利益もなくなるということで、口座振替不能通知廃止して、督促状での納付の流れということになり、発送に係る経費も減りますし、資源も削減できますし、業務も削減できるというようなことで、様々な効果があるんじゃないかというふうに考えております。

令和7年度から通知を一応廃止予定の債権ですけれども、市税と、あと国保、介護、後期高齢者医療、あと保育料、この辺りを考えているところでございます。それ以外の債権で、再振替を実施してる債権もございまして、いろいろとちょっと事情がある債権もございまして、それぞれで判断をしながらやっていくというような形になります。なお、実施となる令和7年度につきましては、しっかりと残高を確認していただくこととありますとか、振替できなかった場合は、速やかに御連絡いただくことと、あと、納付書ではない場合、納付書つきの督促状が届くので、それで御納付くださいというようなことを丁寧に、当初納通でありますとか、チラシの同封とか、あとホームページ、そういったものでしっかりと周知して、混乱がないようにやっていきたいというふうに考えております。説明のほうは以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第149号鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第149号鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。それでは、議案第149号鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は11ページ、資料のほうは、資料2の16ページでございます。資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の目的につきましては、雇用保険法や国家公務員退職手当法、その他関係法令の改正に伴い、引用条文等、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容の1点目に、失業者の退職手当の規定に関するものでございます。条例に規定をしております、失業者の退職手当について、少し説明をさせていただきます。まず、公務員は、一般的に雇用保険法の適用対象から除外をされております。そのため、退職時には、雇用保険法に基づく失業給付を受け取ることができません。ただ、会計年度職員や再任用職員については、雇用保険法が適用となっております。こういった状況で、退職時に支給された退職手当の相当額というか、金額が、雇用保険法に基づく失業給付相当額を下回り、かつ、退職後も一定期間失業している場合に、その差額を退職手当として支給する制度が、失業者の退職手当ということになります。このほかにも、条例12条第11項のほうに、雇用保険法の規定による各種手当を受ける者については、本来、雇用保険法で支給される手当相当額が公務員には支給をされませんので、その相当額を、退職手当として支給できるというふうに定めております。

それで、今回の改正につきましては、その中の就業促進手当に関する規定を、これが、本法の改正に伴い、改正をするものでございます。なお、資料の17ページ、新旧のほうで、職業ってというのは、安定した職業というふうに改正をしておりますが、安定した職業とは、本法において、1年を超える雇用見込みのある職業というふうに定義がされております。就業促進手当に含まれていた就業手当という、1年未満の職に就いた者に対する給付制度というのが廃止をされたことにより、法が改正をされているものでございます。

続いて、改正の2点目につきましては、その他の関係法令に、日本電信電話株式会社等に関する法律及び国立大学法人法の改正に伴いまして、条例附則の引用条文を整備するものでございます。説明につきましては以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議案第151号鳥取市恩給条例等の廃止について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第151号鳥取市恩給条例等の廃止についての説明をお願いいたします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。続きまして、議案第151号鳥取市恩給条例等の廃止に

ついて説明をさせていただきます。付議案は15ページ、資料のほうは、資料2の22ページでございます。資料を使って説明をさせていただきます。恩給は、かつて官吏と呼ばれていた旧公務員を対象とした年金制度でしたが、昭和37年12月に共済組合制度が発足したために、それ以降在職した者には、恩給制度というのが適用されなくなっております。現在の制度でいう遺族年金に相当する恩給を受給をされていた方が、このたび亡くなられましたので、関連する3つの条例を廃止するものでございます。説明につきましては以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、議案説明のみで報告のない部署は御退席ください。ありがとうございます。

公共施設包括管理委託事業に関する事業者説明会について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。公共施設包括管理委託業務に関する事業者説明会について、執行部、説明をお願いいたします。福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、資料2の23ページを御覧ください。令和7年度から始まります包括管理委託業務、こちらについて事業者説明会を開催いたしましたので、その状況について御報告いたします。

本年11月26日、14時と16時の2回、さざんか会館5階にて説明会を開催いたしました。説明会には、本市へ役務等の入札参加資格登録されている事業者や、小規模修繕登録事業者、また、令和2年から本年令和6年まで、それぞれの対象施設で修繕実績のある事業者、こちら計417者へ参加案内を行いまして、そのうち158者の参加をいただいたところでございます。

説明会では、包括管理委託事業の概要と日本管財株式会社と、あと、地元事業者が、これから一緒に関わっていく保守点検ですとか修繕業務、こちらの進め方などについて説明を行ったところでございます。また、日本管財と個別の確認ですとか、協議を希望される方につきましては、12月11日から13日までの3日間、同じく、さざんか会館で、日本管財が個別面談を実施いたします。

今後のスケジュールでございます。令和7年2月には、本市と日本管財と本契約を締結し、同2月には、駅南庁舎5階に管理センターを開設いたします。その後、準備を進めまして、4月から業務開始となります。

余談ではございますが、管理センターには5名の専従職員を設けることとしていまして、そのうち4名につきましては、新たに、このたび地元で採用されたところでございます。

それでは、24ページを御覧ください。主な質問でございます。問いの1、2、3、こちらでは、保守点検に関する質問で、保守点検事業者の契約期間や価格見直しのこと、あと、市内事業者の参画について御質問がございました。まず、保守点検業者への業務発注でございますが、初年度の令和7年度は混乱を避けるため、前年度の事業者を中心に業務発注を行います。ただ、

今回の説明会で、各参加者に依頼いたしますアンケートの中に、見積り合わせの希望の欄を設けております。そこで見積り参加希望のあった業務につきましては、再度、日本管財が見積り合わせを行いまして、業者を選定いたします。また、令和8年度以降についても、再度、見積り合わせを行いまして、業者を選定することといたしております。また、著しい急激な物価高騰などがあった場合につきましては、柔軟に対応することですとか、メーカー保守や専門的な業務以外につきましては、市内事業者へ発注することをお伝えしたところでございます。

次に、問いの4、5、こちらでは、修繕に関して業務が一定の事業者へ偏るのではないかと、また、マネジメント事業者が間に入ると、スピード感がなくなるのではないかとといった質問をいただきました。修繕業者につきましては、過去の実績や市の小規模修繕制度、こちらを考慮いたしまして発注することですとか、マネジメント事業者が、手持ち工具や簡易な部品交換で行える1時間程度の軽微な修繕は、内製化で行うことをお伝えいたしました。それ以外の数万円で行えるような修繕につきましては、1者見積りでの業務発注とし、緊急の場合は、事後での見積提出を考えていることお伝えしたところでございます。説明については以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。これ、一応417者に案内を出して、参加が158ってということなんですけれども、例えば、その小規模修繕で今現在登録されてるところが84ぐらいあって、その中で、ここに来てない人でも、要は、その今後の修繕業務に参加するってことは当然できるわけですよ。そう思ってるんですけど、その仕組みとかが、これに出てなくて分かるものなんですかね。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。小規模修繕者、こちらに業務発注する場合はですね、一応市のほうで、同中学校区から見積りを取りなさいということになっておりますので、その辺を日本管財とも情報共有しておりますので、他の校区へ見積りを取るということはありません。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 何ていうのかな、事業者にしたら、見積りを出すのは従来と変わらないと思うんですけど、何かシステム使うって言われるので、例えば、そういうシステムが使えないところでも、ちゃんと対応してもらえるものなのか、その点はどうなんですか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。システムが使えない事業者につきましては、日本管財がまた別途協議をするってことで、メールとかのやり取りでもいけるような話はされてましたので、メールで見積書を添付して送ったりとか、そういったことで対応することとしております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ホームページに、一応説明会の動画が見れるようになってるし、資料も出てる

んですけども、この説明会に来てないところに、次の来年度からはこういうふうになりますっていうお知らせ自体は、行ってるんですよ、この案内が行ってるってことは。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。417者には、来年度こういうことがありますっていうこともお伝えする案内文を出させていただいております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 何ていうのかな、こう、こういうふうになるんだってということが、ちゃんと分かっておられるところは、こうやって説明会に来たりもされてるんでしょうけれども、なかなかこう、日頃の仕事に追われとって、なかなかそういう余裕もないってというようなところも、実際問題、登録しておられる中にはあるんじゃないのかなと思うんですけども、一応そういうところに対しても、中学校区で見積り取ったりするわけなので、この包括管理委託が、来年度始まってからも、ここの日本管財さん、そこは、個別に何かこう業者からの問合せとか、そういうことがあったら、ちゃんと丁寧に対応はしてくださるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。日本管財につきましては、駅南庁舎の5階に管理センターを開設しまして、そこに職員も常駐いたします。あと、電話対応、メール対応、こちらもしっかりされることとなっておりますので、その点は心配しておりません。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その辺はまたチェックしていただいたらと思うんですが、最後、この日本管財さんが、ほかの自治体でもやってるっていうふうに説明会で言っとられたんですけど、ちょっとどういうところがあるのか教えてもらえませんか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。関西圏域でしたら、堺市ですとか、あと、最近でしたら、豊岡のほうでも始められました。以上でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑は終わりたいと思います。

陳情審査は委員のみで、質疑、討論、採決を行います。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

令和6年陳情第7号臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて陳情審査に入ります。令和6年陳情第7号臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 今の中国の状況なんですけども、調べたところなんですけども、気功集団、前

回も法輪功っていう事案も上がってたと思いますし、それから、ウイグルとか、あとチベットの少数民族の方であったりとか、あるいはキリスト教の信者の方が、その臓器狩りの、臓器狩りという表現ではしてあったんですけども、その対象となっていると。結構そういったところで、様々なところで、不法な臓器の抽出といいますか、そういう行為が行われているというところが、見るものに見れば、そういう状況がありました。なので、この日本から、その中国に対して、日本国民がそういった臓器の移植のために、自分の健康のことは分かるんですけども、臓器移植で中国に渡航するということは、そちらのほうで、そういった臓器を使う可能性も高いんじゃないのかなと思うところによりますので、私とすれば、この陳情というのは、賛成というか、ありかなというふうに、賛成というふうに捉えました。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 件名の中にですね、不正取引、非人道性が疑われる国へのということで、言ってみれば、疑われるというような不確定な、そういった陳情なんですわね。ですから、何をもってそうなのかというようなことがはっきりしてない。それから、日本政府がこれを認めるかどうかという、確認してるかということについても、恐らく、正式にそういった発表があったのかどうかというのは、ちょっと私も分からんけれども、疑われるような、そういったうわさがあるとか、そういった不確的な要素のある陳情については、具体的な証拠とか、そういったものがない限りは、この陳情なり請願なりで、これを、まずもって受け付けること自体に問題があるということですけども、鳥取市議会は、それにしてもそれは受けてるわけですから、私はそれについては、やはり採択はちょっとできないというようなことだというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この先ほど上杉委員が言われましたけれども、非人道性が疑われる国へということで、表題ではそう書いてるんですけど、中身を読んでいくと、中国なのかなというふうに読み取れるんですね。それで、臓器移植については、国内でもいろいろね、本当に臓器移植法についても、いろいろ本当に議論があったりとかしてる問題で、本当に、私も大事な問題とは思いますが、ちょっとこれは、他国というか、よその国に向けての中身で、これまでも同じような、出しておられる方は違いますが、同じようなものかなと思えるようなものもあった中で、やはりこう事実が確認できないっていうようなこともありますので、ちょっと私は、これの陳情の採択は、難しいなと思っています。不採択かなというふうに思っています。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 先ほどの意見が討論になるようなことで、先ほどの意見をもって討論というふうにいたします。

◆砂田典男委員長 伊藤委員、よろしいですか。以上で討論を終結いたします。

これより、令和6年陳情第7号臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求める陳情を採択いたします。本陳情の採択に賛成の方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 挙手なしと認め、本陳情は、不採択と決定しました。不採択理由は、先ほど出された意見を後ほど正副委員長でまとめて、皆様のとこに御案内したいと思いますから、よろしく願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで陳情審査を終わります。

以上で、総務部・危機管理部を終わります。次に、企画推進部に入りますけど、しばらくお待ちください。

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思えます。塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 企画推進部の塩谷でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案の説明としまして、議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)、それから、報告事項としまして、旧本庁舎跡地活用事業「緑地広場等」の管理運営について、それと、もう一つの報告事項が、市民会館の空調設備等改修方針についてということをお願いいたします。

まず、補正予算の歳入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金、人づくり・まちづくり基金積立金利子及びケーブルテレビ移設補償金について、総額1億7,184万5,000円の減額補正を計上しております。

歳出につきましては、人件費の決算見込みによる増減、それから、人づくり・まちづくり基金の積立金、それから、有線テレビジョン放送施設管理費、それから、次期基幹システム構築事業費、そして、市民会館施設管理費について、総額1億6,443万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、鳥取市公式ウェブサイト再構築及び運営保守業務に係る、令和7年度から令和12年度までの債務負担行為として、限度額5,906万8,000円の設定をお願いするものでございます。

報告の1点目は、旧本庁舎跡地活用事業「緑地広場等」の管理運営について、整理中の内容を報告するものでございます。それから、報告の2点目は、市民会館の空調設備等の改修方針について報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの関係課課長より説明のほうを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしてい

きますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課の山根でございます。では、議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）の企画推進部所管に属するものにつきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。資料は、資料1の総務企画委員会補正予算説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず歳入のほうの御説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金で、（デジタル基盤改革支援補助金）を1億7,460万4,000円減額するものでございます。これは、この後、歳出でも御説明させていただきますけれども、自治体システム標準化の作業手順を見直したことによりまして、本年度予定していた国からの補助金の執行を先送りするため、減額をするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金です。予算書は27ページを御覧ください。内容は、（人づくり・まちづくり基金積立金利子）です。補正額は7万3,000円です。これは、同基金の運用利率が、0.003%から0.025%に上がったことによる基金運用利子の増額です。以上です。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 続きまして、雑収入、雑入です。（その他雑入）で、CATV移設補償金を268万6,000円を計上するものでございます。これも、後ほど歳出で御説明させていただきますけれども、県道の災害復旧や、河川改修工事に伴いまして、支障となりましたケーブルテレビ線の移設工事に関わる費用の財源といたしまして、県からの補償費を計上するものでございます。

歳入の説明については、以上となります。

◆砂田典男委員長 植田室長。

○植田孝二秘書課広報室長 広報室、植田でございます。続きましては、歳出でございます。資料は3ページを御覧ください。予算書は33ページでございます。款総務費、項総務管理費、目文書広報費、細目広報誌発刊配布費の（市報発刊配布費）でございます。補正前額5,363万8,000円、補正額52万1,000円、補正後額が5,415万9,000円でございます。財源は一般財源でございます。これは、とっとり市報作成に従事する会計年度任用職員1名の人件費の決算見込みの増によるものであります。

続きまして、その下の段でございます。款・項・目は同じで、細目は広報事務費の（市政記者室管理費）でございます。補正前額304万8,000円、補正額はマイナスの5万5,000円、補正後額は299万3,000円でございます。これは、本市の指定記者室に配置している会計年度任用

職員1名の人件費の決算見込みが減になったことによるものであります。以上です。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段、企画費、人づくり・まちづくり事業費です。予算書は35ページを御覧ください。内容は、人づくり・まちづくり基金積立金、補正額は7万3,000円です。これは、先ほど歳入で説明いたしましたが、同基金の運用利率の増による積立金の増額です。

続きまして、その下段、国際交流促進費です。予算書は、同じく35ページを御覧ください。内容は、国際交流員配置事業費、補正額は77万6,000円の減です。これは、ドイツの国際交流員が昨年度末で退職したことにより、新たな交流員が8月に着任となりました。その間の不用となった人件費等の減額となります。

続きまして、その下段、国際交流プラザ運営費です。予算書は、同じく35ページです。内容は、国際交流プラザ管理運営費、補正額は17万5,000円です。これは、国際交流プラザの会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる増額です。以上です。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課、山根でございます。企画費、続きまして、有線テレビジョン放送施設管理費でございます。既存のケーブルテレビの支障移転に係る経費といたしまして、519万円を増額補正しております。事業別概要は、14ページ下段になります。補正の内訳といたしましては、鳥取県発注工事に伴うものといたしまして、県道杣小屋曳田線の災害復旧や、塩見川、それと、日置川の改修などに伴う6件の支障移転工事がございまして、こちらが268万6,000円、それと、中国電力の柱の位置変更に伴う管路の新設工事によるものが1件で、250万4,000円となっております。ちなみに、中電柱の位置変更につきましては、これは、鳥取市安長地内の国道29号線の電柱地中化に伴う工事となっております。なお、その他財源につきましては、先ほど歳入でも御説明いたしました、県からの補償金、補償金のほうを充てることとしております。

では、資料のほう、4ページへお進みください。続きまして、電算処理費の職員費でございます。人件費の決算見込みから、1,139万7,000円の増額補正を計上させていただいております。これは、令和6年度の組織改編によりまして、当課が情報政策課からデジタル戦略課に変わりました。その際に、職員数が2名増員となったことから、その職員数見合いの費用を追加計上するものとなっております。ちなみに、資料のほうの表記が、情報政策課のままになっておりますのは、これは、当初予算書の記載が情報政策課のままになっておりますので、そこは合わせさせていただいたということで、お願いしたいと思っております。

続きまして、電算処理費の住民情報システム管理費でございます。（次期基幹システム構築事業費）といたしまして、1億8,119万1,000円を減額しております。事業別概要は、15ページ上段になります。これは、現在進めております自治体システム標準化に係る経費となっておりますが、その経過につきまして、若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、説明資料の5ページのほうを御覧いただけたらと思います。

資料5ページでございますが、これは、9月議会の総務企画委員会のほうで御説明させてい

ただいた内容をまとめて、載せさせていただいております。その中で、システム標準化につきましては、本市は、全20業務を移行困難システムといたしまして、デジタル庁のほうに報告をさせていただいているところでございます。これを受けて、安全・確実なシステム導入とするため、令和8年度以降の全体延伸、全てのシステムを先送りする移行方針を進めるということをお願いしております。これに伴いまして、現在は、スケジュール見直しに向けて、全体的な調整を進めておりますが、令和6年度の予算に関しましては、一部実施いたしました現行業務フローの見直し作業を除いては、令和6年度に経費を要する作業というものが無いということが確定いたしましたので、このたび、減額補正をさせていただくものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、資料4ページに戻っていただきまして、中段になります。教育費、社会教育費、社会教育総務費、事務局費です。予算書は71ページを御覧ください。内容は、（文化交流課事務費）です。補正額は13万1,000円です。これは、文化交流課の会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる増額です。

続きまして、その下段、市民会館管理費、施設管理費です。予算書は、同じく71ページ、事業別概要書は、14ページの上段を御覧ください。内容は、（市民会館施設管理費）、補正額は10万3,000円です。これは、4月の冷房開始前の点検で、冷凍機の故障が判明し、5月の24日の応急処置で、何とか持ち直した市民会館大ホールの空調ですが、応急処置が完了する前後におきまして、会場変更を行った予約者に対しまして、費用の負担が生じたものへの補償額を計上しているものです。会場を変更された案件は7件ございましたが、そのうち5件は、会場変更後の使用料が、市民会館大ホールより安かったため、負担増は生じていないこと、また、そのほか、会場変更に伴う費用負担も発生してないため、7件中5件は、補償は不要でした。残りの2件につきましては、県外の劇団、市内の文化芸術団体ですけれども、会場変更による会場使用料の負担増は同じくありませんでしたが、ポスター、チラシ、チケット代の印刷物の刷り直しの代金等の費用負担が発生いたしました。その補償に対する費用の増額となっております。以上です。

◆砂田典男委員長 植田室長。

○植田孝二秘書課広報室長 それでは、令和6年度12月補正予算債務負担行為について御説明いたします。資料のほうは替わりまして、事業別概要の48ページを御覧ください。事業名は、鳥取市公式ウェブサイト再構築及び運用保守業務委託事業費でございます。限度額は5,906万8,000円で、期間は、令和7年度から12年度の6か年度になります。財源は一般財源でございます。この事業は、現在、市報と並んで行政サービスなど、市民生活に必要な情報の提供や本市の魅力を発信する基幹的な広報媒体となっております、鳥取市公式ウェブサイト、いわゆる公式ホームページを再構築するものであります。本市の公式ウェブサイトは、コンテンツ・マネジメント・システム、これを英語の頭文字を取って、CMSとっておりますが、i-Cityという名称のCMSを使って、職員自らがコンテンツを作成し、公開しております。そうしたところ、現在使用しているCMS、i-Cityの製品サポートが、令和7年度末をもっ

て終了することが保守業者から通知されたために、令和8年度以降も継続して公式ウェブサイトを公開・運用するために、i-Cityとは別の新たなCMSを導入して、公式ウェブサイトを再構築しようとするものであります。

再構築に当たっては、主に4点を重視したいと考えております。1点目は、分かりやすく必要な情報に容易にたどり着くことができることです。これは、例えばサイト内検索をしたときに、よく見られているページを上のほうに表示したり、ページのデザインやコンテンツのカテゴリ分けなどの工夫などによって、利用者が分かりやすく、できるだけ少ないクリック数で情報にたどり着きやすいサイトとすることを目指します。

2点目は、アクセシビリティの向上です。アクセシビリティとは、利用者の障がいなどの有無やその度合い、年齢ですとか、利用環境などにかかわらず、あらゆる人がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、また、その到達度を意味するものであります。現在も、音声読み上げや文字サイズの拡大、4か国語の外国語、これは、英語・中国語・韓国語・ベトナム語ですが、こういった外国語の翻訳、ルビ振りなど、アクセシビリティの対応を行っているところでありますが、スマートフォンが急速に普及していることから、パソコンのみならず、スマートフォンからのアクセスを意識したデザイン等によるサイトにして、利用環境にも、より配慮していきたいと考えております。

3点目は、DX化の推進による市民の利便性の向上です。利用者の方が、市の公式ウェブサイトアクセスする大きな動機の1つに、申請や手続について知りたいということがあろうかと思えます。例えば、手続ナビゲーションの機能を導入して、部局を越えた市役所の全ての手続を網羅し、その手続方法なども併せて提供する中で、より電子申請を利用してもらいやすいサイトにしたいと考えております。

4点目は、職員の操作・管理が容易であることです。最初に申しましたように、本市公式ウェブサイトは、職員自らがコンテンツを作成しております。このため、極端に言いますと、操作マニュアルを読まなくても直感的に操作ができたり、操作に迷ったときには、ヘルプ機能の充実などにより、職員自身で解決できることが望まれます。また、職員ごとに作成するコンテンツにばらつきが大きくなるよう、テンプレート入力などにより、サイトの統一感を持たせたいとも考えております。

本定例会で議決いただいた後のスケジュールは、下の今後の取組に記載しておりますように、来年3月に業者選定のプロポーザルを行い、委託契約を締結したいと考えております。4月から構築業務を開始し、翌令和8年3月までには、テストや職員研修を含めた構築業務を完了、令和8年4月には、新しいCMSにより公開を行い、以後は、令和12年度まで5年間の運用保守を委託したいと考えております。以上でございます。

以上で、議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）を所管に関する部分の御説明を終わります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句等の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、議案説明のみで報告のない部署は御退席ください。ありがとうございました。

旧本庁舎跡地活用事業「緑地広場等」の管理運営について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。まず、旧本庁舎跡地活用事業「緑地広場等」の管理運営について、執行部、御説明をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。お手元の付議案等説明資料2の2ページをお開きいただきたいと思います。旧本庁舎跡地活用事業費の緑地広場等オープンスペースの管理運営について説明させていただきます。

1番の経緯を御覧いただきたいと思います。こちらは、市役所旧本庁舎跡地の活用につきましては、令和7年度までの完成に向けて、現在整備を進めております。この広場の管理運営に当たりましては、今後、設置や管理運営方法を定めた条例を制定させていただきまして、また、指定管理者による管理運営を行ってまいりたいと考えております。

2番の整理中の管理運営方法の概要を御覧いただきたいと思います。上から御覧いただきたいんですけども、(1)の条例の名称でございますが、鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例。

(2)番の施設の名称としましては、鳥取市まちなか交流広場とさせていただきます。条例上の名称とは別に、愛称、現在募集中でございますが、愛称を募集して、命名させていただきたいというふうに考えております。

(3)番の広場の利用でございますが、こちらの利用のルールでございますが、都市公園条例に準じた規定を整備したいというふうに考えております。久松公園ですとか、湖山池公園、そういったイメージでございます。下に書いてありますが、個人、友人同士、御家族、どなたでも自由に利用いただけるというところでございます。また、事業や催し、イベントが主だと思えますけども、そういった目的で利用される場合は、あらかじめ指定管理者のほうに申し出て、許可を得て利用いただくという流れを考えております。基本的には、こちら有料でございますが、公益性がある場合は減免ということで、イメージとしましては、都市公園で地域活性化のイベントとかですね、現在でもそういったものは減免しておりますので、同様の対応を考えております。

(4)番の駐車場を御覧いただきたいと思います。駐車場への入場時間、これは、入ることができる時間は、午前6時から午後10時までにしてはと考えております。午前6時としておりますのは、近年実施しました跡地でのイベント、朝市等を開催しましたけども、7時からお客様に来ていただきましたので、朝市等の開催も想定しまして、1時間前の6時ぐらいからオープンにしてはどうかと。夜につきましては、10時ということで、市民会館が閉まる時間ということに合わせてはどうかというふうに考えております。周辺が住宅地ということで、入場には一定の制限が必要なのかなというふうに考えております。それから、駐車場から出れる出場時間、こちらは24時間可能と。出るのはいつでも出れるんですけども、入るのが一定時間とい

うことで、わらべ館の駐車場がそのような運用になっておりますので、参考にさせていただいております。それから、下に3時間と書いてありますが、料金については、3時間までが無料で、その後、有料としまして、30分ごとに100円というようなことを考えております。こちらは、利用時間、利用される方それぞれですので、そういった方のことも考慮しまして、また、市民会館を利用された方は今、片原駐車場3時間まで無料としておりますので、ちょっとこちらにも参考にさせていただいて、3時間までは無料にさせていただいて、その後、有料ということで考えております。月ぎめ駐車場として、本来の目的外でこの場所に車を駐車されて、広場の利用者の方の利用が少し困ったことにならないように、一定の制限は必要なのかなというふうに考えております。また、この料金設定につきましても、わらべ館の隣の駐車場が、この30分100円というようなことになっておりますので、こちらちょっと参考にして、またバランスも考慮しております。

次のページの3ページの（5）でございます。施設の管理運営につきましては、指定管理者による管理運営を考えております。市民会館との一体的な管理運営、特に駐車場の運営が必要になりますので、市民会館への指定管理者への指名指定ということで考えております。現在の市民会館の指定管理者、こちらは、鳥取市教育福祉振興会となっております。

次の指定管理期間でございますが、令和8年3月1日～11年3月31日までの3年一月で考えております。この間に、指定管理の管理運営方法の検証を行いたいというふうに考えております。次回の更新時から、通常の5年の指定管理期間としまして、この広場と市民会館をグループ化した上での指定管理を想定しております。

（7）番の維持管理費でございます。指定管理料での算定を基本とさせていただきながら、駐車場の収入ですとか、光熱水費、水道・下水・電気代、この辺りの見込みが積算時から大きく変動するおそれもあるのではというふうに考えております。こういったものにつきましては、市の予算で直接計上させていただいて、指定管理料の委託料には含めない方法を取れないか今考えております。運営実績がない施設ということで、指定管理者のリスクには、丁寧な対応が必要なのかなというふうに考えております。

3番の今後の予定でございます。令和7年の2月議会に、条例と、この指定管理料等の予算を上程させていただきたいと考えております。議決いただけたら、4月から指定管理の手続を開始しまして、令和8年3月1日からは、指定管理を開始したいというふうに考えております。

最後になりますが、この広場の所管課でございますが、こちらは、市民会館との一体的な管理が必要になるということもございまして、企画推進部の文化交流課で、管理運営のほうは担当させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 指定管理が市民会館ということで、指名指定の話が今あったんだけど、市民会館は、いわゆる教育福祉振興会が管理してるがね。これって指定管理を受けてる業者、今度は、要するに指名業者、指名になるっていうこと、こんなことはまずできるかどうかという

ことと、もう一点は、ここにある管理費がまだ分からないわけだけでも、そのことが発生することによって、教育福祉振興会が市民会館を管理している、この辺りに影響が出るかどうか、その辺はどうなりますか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。2点御質問いただきまして、まず1点目の、既に教育福祉振興会さんが市民会館の指定受けてるけども、受けることができるかどうかということでございますが、仕組み上は可能であるということでございます。振興会さんには、指名指定の手続きはこれからなんですけども、少しこういうことが出てきた場合に、もし御希望があれば、対応は可能でしょうかという状況についても、少し伺っておりますけども、もしそういうことがあれば、支障なくさせていただけるのかなというような御意見もいただいております。

それから、管理運営、市民会館の管理費のほうに影響がないかということでございますけども、市民会館の管理費のほうにマイナスの影響が出ないように、この跡地に必要な経費については、跡地のほうで100%計上させていただくように、市民会館側に何か影響が出るようなことにならないように、こちらで計上をしっかりとさせていただくような積算を、今作成中でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっと二重になるもんだから、私もちょっと、うろうろしたんだけども、市民会館が、指定管理者になって、その広場のいろんな業務について、そこを管理すると。そうすると、例えば、人も要る、ある程度業務も要る、だから、市民会館にとっては、これから管理料というのがそこに出てくるんだけども、それはそれでいいんだけども、その上にある、上にあるっていうか、市民会館の管理者である教育福祉振興会が、市民会館全体を、管理してるわね。だから、その費用っていうのは、どこに入るんかっていう話になっちゃうわけだ。私の言ってる意味、分かるか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。費用としましては、ちょっと間違ってたら、また御指摘いただきたいんですけども、市民会館の必要な経費は、今、別で市民会館に出しておりますし、この跡地の必要な経費は、別契約として、振興会さんと直接契約をさせていただいて、それを合わせたところでやっていただくというような組立てを考えております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。要するに、新たな発生した経費については、基本的には、福祉振興会等に費用を負担、それを示して、それが市民会館に入ってくるっていうことなんだね。だけど、要するに、市民会館が指定管理者になると言うから、その費用って市民会館に入るわけだけでも、ところが、その市民会館は、教育福祉振興会が指定管理者になるとるわけだがな。だから、その費用の大体入りが、どこに入るんかなっちゃうか、ちょっとうろうろするもんだが。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。すみません、ちょっとややこしい内容になっております。恐らく、振興会さんの会計処理としては、市民会館事業という委託の中で、市民会館の歳入・歳出は管理しておられて、新たに跡地広場という区分ができて、そちらの歳入・歳出を管理されて、運用は、一体的に現場の人が作業としてはしていかれるんじゃないかというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。実質的には、市民会館が業務委託するんだけど、教育福祉振興会が、いわゆる指定管理者、指定管理みたいな形を受けるということで理解したらいいんですね。分かった、いいです。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 場所は市民会館の隣にあるので、やりよいかなっていう気はするんですけど、もともと政策企画課が所管でいろいろ進めて、それで、今度は、文化交流課になるって言われたんですけど、この広場の運用っていうか、にぎわいつくっていくとか、その防災の機能もあったりして、本当に使いようによっては、いろいろ取り組まれる広場なのかなと思うんですけど、その一応、指名指定で考えている、その指定管理の委託先が、どういうふうに管理していくのかっていうのは、多分仕様書を出されていくと思うんですけど、何というか、ただお金の受け取りとか、使用したい人のそういう調整とか、そんなことだけじゃなくって、この広場の、何かどうやったら活用増えるのかなとか、どういうふうな使い方していったらいいのかなっていうところまで踏み込んで指定管理に出すっていうことなのか、ちょっとその点はどうなんですか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。議員がおっしゃられるとおり、あの場所を使って、にぎわい創出につながるようなソフト的な取組を展開する必要があるんですけども、この3年間で試験運用期間のようなイメージをちょっと説明させていただいたんですけども、もちろん市民会館にも、振興会さんが受けていただけましたら、指定管理者にもそういった取組は当然求めていくんですけども、市のほうで直接やってみる、まだこの期間、運用試験中ですので、やってみる取組というのもあるのではと思っております。例えば、主体によって目的は異なるんですけど、まちなかの所管課のほうであれば、あの場所を使ったにぎわい交流イベントの開催が考えられますし、うちの防災部局のほうとしては、例えばそこを使って、何か防災に関する啓発事業のようなものも考えられます。それから、市民会館さんに期待できる部分としては、あの場所に、災害の、地震の記念碑も今、建立されてます。それから、地震だけでなく、このたびの整備で、水害や大火、地震もですけども、その災害を紹介・啓発するような施設も設置したいと思っております。例えば、その管理運用といいますか、小学生、子供たちや、それから、例えば公民館の生涯学習講座などで来ていただいたときに、窓口になっていただきまして、民間のそのガイドの関係者の方とも連携を取って、そこでこう学んで、それから、例えば五臓圓ですとか、まちなかにこう繰り出していくと、何かそういったこともできないかなというようなことも、現在企画中といいますか、いろいろ考えてるところでございます。

ます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 3年間がいろいろとやってみての検証みたいな期間になってますので、ちょっと任せっきりじゃなくって、さっき言われたように、市のほうも、いろいろとアイデアを出しながら、やっていていただきたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと1点だけ聞かしてくださいや。市民会館は、教育福祉振興会に指定管理はいいんですけども、今ね、文化施設の統廃合の問題含めてあるじゃないですか。市民会館が、その将来的にずっと残るんかどうかにしても、現段階では未知数ですよ。後ろに課長が来とられるけど。それで、じゃあ、その文化施設の統廃合に伴って、市民会館が、仮にですよ、老朽化もしておる施設でもあるし、次に説明があるその空調設備についても、非常に今までいろいろあったわけで、その市民会館がどうなっていくかによって、言われたように、主管課が文化交流課、なくなったときには、その時点で所管替えをされるという考え方なんですか。どうなんですか、その辺は。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。御指摘いただきました点でございますけども、おっしゃられるとおりで、その時点で、最もその効率的に、しかもその施設の効果を一番発揮できるような課で所管すべきものというふうに考えておりますので、もしそのような状況になりましたら、改めて内部で検討するのかなというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

市民会館の空調設備等改修方針について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、市民会館の空調設備等改修方針について、執行部より説明をお願いいたします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、市民会館の空調設備等改修方針について御報告いたします。資料2の付議案等説明資料の4ページを御覧ください。

まず、経過でございます。市民会館のほうは、昭和42年に建築されまして、56年経過している、ちょっと老朽化が進んでいる施設でございます。近年、昨年でもすし、今年度もすけれども、大ホールの空調の故障が頻発しております。先ほど補正予算の説明でもございましたが、応急処置で復旧しておりますが、いつ壊れるか分からないような状況でございます。また、低濃度PCBの撤去期間が、令和8年度末となって迫っているという状況、こちらのほうは、PCB特措法のほうで定められておまして、低濃度のほうの処分期限が、令和9年の3月31と定められているような状況もございます。市民会館の受変電設備のほうには、遮断器に2台、変圧器に4台ということで、低濃度PCBが使われております。こちらのほう、低濃度PCBを撤去するだけではなく、その遮断器・変圧器等を新たに入替えしないと、市民会館の電気系統が使えないというような状況でございます。令和6年度で、空調改修とかの調査業務を現在

発注しております。更新内容、金額等の調査業務を行っておりますが、今後、市民会館の利用形態を含めた改修方法の検討をいたしたところでございます。

方針、2の方針といたしまして、新たな文化施設が整備されるまで、当面の間、現在、今まさに有識者会議のほうで、協議・検討の作業をしておるとこなんですけども、仮に、駅周辺にできた場合ですけども、そのスケジュールによりますと、駅周辺の整備の予定が、早くて令和13年度の供用開始の予定となっております。現時点では、その予定ですので、当面の間といいますか、4年後じゃないと、新たな施設が早く、仮に駅にできる場合だとできないということがあるので、その間の文化活動の場を奪うことなく、市民の文化活動の拠点として、市民会館を維持する必要があると判断しているところでございます。

あわせて、都市企画課のほうで進めておりますバリアフリー基本構想のほうで、今年度末に策定予定となっております。そのバリアフリー構想に基づいて、官民の施設等のバリアフリーが改修されることになるとは思うんですけども、利用者への影響を少なくさせるために、本空調設備の改修と併せて、バリアフリーの改修も行おうという方針を定めたところでございます。

①番の空調設備等の改修でございますが、PCBが含まれている受変電設備の改修はもちろんのこと、老朽化しております熱源設備及び空調設備の更新をしたいと思っております。具体的には、熱源は冷凍機、ボイラーからGHPチラー、ガスのヒートポンプチラーに変更、あと、屋内消火栓の更新、非常用放送、放送設備の改修、あと、空調設備、エアハンドリングユニットの更新などを行う予定としております。金額のほうは、概算ではございますが、約5億から6億かかるというような調査の概算額が出ておるところです。

②番のバリアフリー改修です。こちらのほう、先ほど言ったバリアフリー基本構想に基づきまして、公共施設のほうを早急にバリアフリーしていくと。古い施設なので、バリアフリーがちょっと行き届いてない部分がありますので、改修をしていきたいと思っております。具体的には、市民会館の入り口の自動ドアと2階女子トイレの拡張、資料が漏れておりましたすみませんが、全ての大便器を洋式化いたします。あと、車椅子トイレの男女1つずつつけるという予定もしております。あと、56年経過している建物ですので、長寿命化対策といたしまして、外壁の一部改修などを予定しております。こちらのほう、概算の工事費になりますけども、2億から3億の予定となっております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。改修のスケジュールになります。来年度、実施設計を行う予定としております。設備改修、バリアフリー改修等の実施設計を行います。それで、翌年、8年度、9年度に改修工事を行う予定としております。少し長めに予定しておりますけども、2か年では終わらせるということで、設備改修とバリアフリー改修は錯綜するということで、ちょっと長めのスケジュール感を取ってますけれども、8年度、9年度には終わらせたいと思っておりますし、あと、市長選挙も8年度に予定してまして、ちょっと骨格予算等になりまして、入札がずれ込む可能性もありますけれども、8年、9年で完成を見たいと思っております。

その他財源等につきましては、公共施設等適正化管理推進事業債を活用して、有利な財源ということで工事・設計を行っていききたいと思っております。償還、起債の償還年数は15年、充

当率が90%で、交付税措置が30～50%あるということで、有利な財源ということで考えているところがございます。

②番の影響につきましてですけれども、工事期間中、一般利用者につきましては、設備工事ですと、調査業務では約10か月程度かかるというような形で聞いているところがございます。期間中、全て10か月ではないんですけども、準備期間等を除くんですけども、その期間は閉館となるため、利用者には迷惑をかけることになってしまいますけれども、他施設を利用していただくなど、丁寧な説明を行いたいとは思っております。市民会館の大ホールは、1年前から予約が可能になりますので、仮に、令和8年の夏頃に工事が入ることになりますと、1年前から予約が可能ですので、その頃からは、もう市民の方には予約できないよというような周知もしていこうと思っているところがございます。

あと、指定管理者につきましては、閉館に伴いまして、利用料金の収入の減ですとか、管理費用の減等があると思っておりますので、それを考慮して指定管理料の再算出をしていきたいと思っております。工事終了後ですけれども、圏域内で1,000人規模の有するホールは、この市民会館だけでございます。市民等の文化活動の中核を担う施設としまして、新たな施設へバトンタッチするまでの間、適切な維持管理に努めてまいりますし、あと、先ほど説明がありました、前の広場のほうもできるということがありますので、広場との相乗効果も期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等がございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 まずもっての話なんだけれども、今日のこの説明の中で、低濃度PCBの撤去期間が令和8年度末までということになってる。これ前も、そういう話はあったかしらんけれども、これは要するに、このPCBが入ってるがために、今使っているやつは、全部使えないということなんですわね。だから、新たな機械を導入するか、あるいはもう使えないから、そのままこの市民会館の機能が終わってしまうか、二者選択なわけなんだ。ところが、今までこの委員会の中で、こういった議論、あるいはこういった説明ってのは全くなかったんや。その調子が悪い、調子が悪いというような形の中で、何とか修繕をして、つないでいこうというふうに、私もそういうふうに認識してたし、いわゆる市民の中でも、いろいろなその団体のほうも、そういう認識だったと思うんです。だから、そうなれば、今、駅周辺のホール機能等々についてという議論があって、そちらのほうに移行するんだなというような形、ただ、ブランクはある、何年かのね、何年かのブランクはあるんだけども、そういった形になれば、市民も、新しいそういったものが、そういうことになればということだったんだけども、今の話で、その新たな、ここで改修をして使うというような話、これは、例えばその駅周辺の再整備事業等々、それから、あるいは、その文化ホールの在り方に関するいろんな検討会で方針出てるんだけども、方針っていうかね。そういった部分の議論っていうのが、その中にこれが、こういった議論は、その中に入った形で議論がされとったわけ。というのが、我々、委員会としては、私も今この話を聞いて、あら、そんな話だったんかいやと。だから、例えばその文化団体なんか、いわゆる市立の美術館等々の話の中で、じゃあ市民会館の跡地がいいんじゃないかなという声

が大変たくさんあるわけだ。年明けてから6万人ぐらいな、それこそ、要するに署名運動をして、やりたいと。これが、この話が、それこそ今日出たわけだから、今日、日本海新聞さん来とんさるけども、あした、これ多分記事になるだろうと。そういった場合にね、そういった場合に、いわゆる庁舎の中での議論、あるいは、そういったその駅周辺の再整備に関する議論、あるいは、文化施設等々の在り方に対する議論っていうのが、どういう議論があったの。それで、結局こういう格好になったんだけど、私は議会に、こういった説明は、もっと初めに言ってもらわなあかんのや、検討すると。要するに、もう令和8年で、この機械使えませんか。そうすると、やめるか、さっき言ったように改修してやるかということ、これを見る限りは、国の補助金からすると、15年返済、15年は、最低15年は、これ使わなあかんわけですね。そうなってくると、今後の鳥取市のその文化施設の在り方に対する言ったって、もう大きな影響出てくるんだ。だから、これが、また所管課でそれが話をして、それでいきましょうという話なんかもしらんけれども、その辺りの影響っていうのは、どういうふうに考えておりますか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。まず、PCBの説明についてですけども、今年度6月に委員会のほうで、ちょっと空調の不具合の御説明をさしあげたと思うんですけども、そのときの資料のほうに、PCBの回収が必要だというようなところの説明をちょっと載っけておったんですけども、PCBに特化して今後必要だというような御説明のほうは、以前は、ちょっとなかったかもしれませんが、空調の改修と併せての御説明ということで、1回は御説明があったようです。すみません、個別で説明してなかったというところは、大変申し訳ありませんでした。

あと、駅周辺的美術館等の考え方でございますけども、現時点で、有識者会議のほうも8月末、10月末に、第1回、2回を行われまして、第3回が年明けの1月に予定されております。そのときに、今日の委員会での御説明で、市民会館の改修の方針が、まず議会さんのほうに説明した後に、有識者会議のほうには早急に話をしていって、今後の在り方をちょっと検討していただくというような形で、第3回の有識者会議までには、その方針を、繰り返しになりますけど、委員さんに伝えて、今後の第3回で、新たな施設については検討していこうという形で考えておりますし、あと、繰り返しになりますけども、PCBだけではなくて、熱源の施設ですとか、改修が必要だというような、改修の方針というの、2月に策定されました文化施設の方針のほうで、今後の改修費用ということで試算したものが出ておるところです。その辺も、PCBだけでなく、改修するにはどのくらいの費用がかかるという形では、方針の中には載せておりますし、あと、方針の方向性ということで、市民会館だけではなく、文化センター、文化ホールにつきましては、設備の現状や課題、改修の課題とか、そういったものと、あと、新たな施設の整備に向けた見通しなどを踏まえて、利用を停止する時期等を検討を行うというふうな方針が定められておりますので、まさにその課題とか、改修費用がかかる、こういったものがかかる、市民の利用の面、そういった課題も整理した上で、利用を停止する時期、今回は利用、改修をして、利用を延ばすという判断になったものというふうな形で考えております。そちらのほうを有識者会議のほうには説明をしていって、新たな施設の整備につなげていき

いと考えているところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 改修費用と、先ほど言ったバリアフリーの対応があるわね。さっき玄関のどうのこうの、それから、トイレの話もあつたんだけど、エレベーターはないわけだし、それから1階のトイレにしたって、あれだけの、女性用のトイレもそうだろうけども、男性のトイレだって、あの規模であれだけのもんだ。そういったことも、ただ単に、和式を洋式にするだけの話じゃないと私は思ってるんだ。それから、まず躯体そのものが非常に老朽化しているような話になるんで、これは、だましまし使うんだろうけれども、基本的に、どういうの、5億で耐震、いわゆるその空調関係で、二、三億ぐらいだっという話だったんだけど、果たしてその二、三億ぐらいなところで、あれを、そのバリアフリーができるんかいな。その今入っておるように、話のように、エレベーター施設もないような状況の中で、これは、その中にはこれは多分入ってないだろうと思うんだ。そういったものやら、いろんなものをすると、もっとかかるんじゃないかなと。なってくると、さっき言った、鳥取市内の文化施設の在り方について、これもかなり変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、だから、その辺の整合性がしっかりと取れるんかどうなのか。それから、駅周辺の、これは具体的には何を造るって話にはなっていないんだけど、いわゆるホール機能であったり、図書機能であったりということなんだけれども、そういったこともかなり影響出てくるんじゃないかなと。だから、その横の、今度、その有識者会議のほうには、まだ話をしてない、今日、話をして、これから出すということなんだけれども、多分、有識者会議のほうでも、分かりましたっていう話になれば、それはええかもしらんけれども、なかなかそういう議論に、今までそれこそ議論は何だったいやという話にもならんとも限らんわけですね。

その辺りは、やはり、私はこの委員会でもね、さっきおっしゃったように、そういうこともあつたんだけど、言ってほしかったのはね、令和8年にはPCB撤去するから、もうこれはイエスカノーかしかありませんよと。そこでもう使えん、新しいあれをしてしまうのか、あるいは、そのままもう閉鎖してしまうんかという判断を、我々もそれこそ言ってほしかったし、ただ、そういうことは言ったという話だけだね、私は法的に言うと、PCBを令和8年度に、撤去しなければならないという法的なその話は、多分言われたと思うんだけど、私はその頭の中には、いや、別にその分がなくてもできるんじゃないかと。要するに、改修していけば、何とかだましまし使えるというような印象しかなかったもん。だから、今日、そのこういうことを申し上げたわけなんだけれどもね。だから、議会には、もう少し、少なくともこの委員会には、もう少し丁寧なっていうかね、そういった話をしていただきたかったなというふうに思います。はい、以上で。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。すみません、丁寧な説明が抜けておりました、大変申し訳ございませんでした。

あと、バリアフリーのほうの改修でお話が出ましたけれども、エレベーターのほうは、福祉のまちづくり条例のほうで、既存不適格ということで、建築面積が増えなければ、改修する必

要はないということで、今回の設備につきましては、内部の改修ですので、エレベーターのほうは、改修をちょっと見送ろうかなと。その点につきましても、エレベーターは、かなり高額な設置費と維持管理費がかかりますので、その辺ちょっと、大変施設の利用者には御不便をおかけするんですけども、見送った経緯がございます。

あと、いろいろな整合性の観点ではございますが、方針でも先ほど御説明さしあげましたとおり、現状や課題等を整理して、新たな施設の整備に向けた見通し等を踏まえた上で、利用を停止する時期を決めるというような方向性が定められておまして、有識者会議も、8月と10月に2回とも行われたんですけども、そのときには担当課として、その市民会館を改修するっていう部分は、もう把握しておりましたので、その有識者会議のほうでは、ちょっと有識者の委員さんのほうに御不便というか、何しとるだいやというようなところもあったんですけども、核心というか、新たな整備については触れない形でちょっと1回、2回を現状の把握とかで、議論をしていただきまして、第3回、1月のときに、新たなステージというか、今後の方向性を決めるということをする予定としてますので、そういった整合性のほうは、遅れ遅れになっておりますけども、そういったところの調整は、させていただいたようなところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 説明いただきました。上杉委員さんが言われたように、PCBの関係は、ちょっと私も前に質問させていただいて、もうこれはやめるんかなと、この施設はですね、そういうちょっと思いもしたんですけど、今日、初めて、PCBの期限があるし、この施設を使っていくように、今後、何ですか、トータルで、外壁と合わせて7億～9億かけて改修をされるということですが、その文化施設4施設の在り方で、駅の周辺に統合して造るとというのが、これが何か、先ほどちょっと言われたのは、13年ぐらいということで、もし13年にそれができれば、これができて、10年度、11年度、12年度、3年度しか、その後もこれをずっと使い続けていくのか、そちらのほうにいくのか。そうはいつでも、さっき言われたこの起債をね、借りられるわけですから、償還が始まって、据置きはないやつですかね、これ据置かないやつだとしたら、12年間残るわけなので、これを繰上償還してでも、さっき言われた美術館とか、ほかのものにしていくのか、この辺りしっかりそちらのほうの計画と連携をして、無駄、無理のない、また、市民にとってサービス低下にならないように、しっかりと情報を公開しながら、議会のほうにも説明をしっかりしていただいて、進めていきたいという意見を申し上げたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか。柳委員。

◆柳 大地委員 ちょっと最初にごめんなさい、聞き漏らしたかもしれないですけど、その文化ホールの在り方の第3回で、ある程度方向性っていうことだったんですけど、その第3回がいつ頃出るっていうのは決まっていますでしょうか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。第3回は、1月15日に予定しております。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 何かこう物事を決めるときって、大きいことがまず決まって、こう、中、小ってなっていくのがあれだと思うんですけど、正直、さっきの広場のことに関しても、このことに関しても、やっぱりこの大が決まっていない状態で、今、中、小っていうか、そこに付随する広場だったり、そもそも今のこの施設どうするかっていう、ホールに関しては、ここだけじゃなくて、何個かのホールという全体のことを今考えてるけど、ここだけ今、1個動いちゃうと、やっぱりそれって、こんな感じになっちゃうよねっていうのがあれなので、僕はもうシンプルに、そこが決まるまでは止めでいいじゃないかと。こんなに今焦って、いろいろ広場のこともそうですし、これも何か決めていかななくてもいいんじゃないかなで、そこを、それをちゃんと市民に説明することのほうが大切で、今こういう理由で止まってますとか、何か、これ合わせて、これ10億ぐらいですよ。先ほど、いろんな委員からも出てますけど、10億ぐらいかけて、結局数年しか使わないって、やっぱりそれが一番あり得ないし、だから、何か焦らなくていいんじゃないかなっていう。空白ができたとしても、その空白をきちんと説明できれば、そっちのほうが大切だし、市民の理解は得れるかなと。もう今、何か過ぎちゃったことはしょうがないと思うので。

あと、もう一個気づいたことが、何か、これの件を見て初めて、ああと思ったのは、やっぱり1,000人キャパというのは、この文化ホールのポイントなのかなってすごく思って、500キャパは結構あったりとか、あと、とりぎんも、今見たら、下の階だけだったら1,200席ってなってるんで、1,000キャパ、カバーできないわけじゃないですけど。あと、とりぎん小ホール500キャパも持ってますし、ということは、1,000人キャパってというのは、多分、鳥取市の文化ホールの中で1個ポイントなんじゃないかなっていう、何かこの件を通して、また見えてきたこともあるんじゃないかなっていう。どうしても今、これを決めなきゃいけないんですかね、改めてですけど。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。上杉委員さんのほうからもいろいろありましたけども、まず、その1かゼロか、100っていう形でもう施設を止める、やめて使わなくするか、改修するかってところの御説明が以前できてなかったところは大変申し訳ないんですけども、そういう状況でございますので、担当課といたしましては、市民への活動の場を奪うことなくというところの重点を置いてですね、今、PCBの撤去が、令和9年の3月31までという間に、工事を進めていこうというところを考えておりますし、あと、事業費に対して数年しか残らないという部分の御指摘ですけれども、こちらのほうも、新たな施設が駅に入ると仮定した場合に、13年から供用開始というところがございますので、まだそこが駅に入るものなのか、どこをどうなるものかっていう部分は、また、この有識者会議で議論があるところでございますけれども、あと、起債償還は15年ということがありますので、繰上償還はちょっとあるかもしれないですけども、起債の償還する期間は施設を使わない、維持しないと駄目だというところはございますので、駅に仮に施設ができたとしても、10億何がしのお金を突っ込んだ施設を四、五年で閉館するというわけではなく、起債償還の15年ぐらいは使っていきたいというような形で担当課は思っておりますが、最終的には、有識者会議のほうで、今後の方向性とか

を決めた上で、新たな施設ができる、その間どうするかというような部分での議論とかが深まっていくものだと考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 例えば10億あれば、この10億で取壊しできると思うんですよね、いや、もう全体を。結局、取壊し費用って、やっぱり今回の市役所跡地見て、すごいかかるんだなと思って。だったら、もうこれ、仮にですけど、例えばこれ、先に取り壊しちゃって、その次の使い道のを早く始めるっていうのは、僕は全然ありだと思ってて。それで、結局二、三年ちょっと空白の1,000キャパが使えない期間ができたとしても、それは説明すればいい話であって、次の文化施設、こういうふうになら、造り始めているから、どうしてもこの2年間は空白ができるって。実際今、市役所跡地、空白ずっと続いているわけですし、後ろに空白をつくるか、中に空白をつくるかの違いだと思ってて。だから、何かこう、やっぱりやめませんか、これは何か。いや、この10億円の使い方、正直、僕は市民にとっても説明、しかも僕もここに参加してた1人として、やっぱり説明できないです。これ5年後ぐらいに、取壊し、何か新しくホール造ることになって、ここあんまり使わないとかなったときに、ここで今話してるこの状況を、5年後にとか説明できるかといったら、僕はそこに参加してた1人になりたくないし。あと、僕がここに参加してない立場だったら、絶対この会議を批判すると思います。何でそんなことをもう、全体の計画も決まってないのに、ここで10億かけるっていうことを決めたのかっていう。だったら空白つくって、きちんと今の状況を市民に説明する方が、よっぽど理解得られると思うんで、何か、ここに出てきたことは、基本的に何かいっつも進んでいく感じで、いろんなものが決まっていくと思うんですけど、この10億の使い方は、やっぱり進めるべきじゃないと思います。逆に、皆さん市民に説明できますかね。僕はちょっと到底、市民に説明できないので、やめた方がいいと思います。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 このPCBなんですけど、高濃度の分は、もう既に処分の期限が来てて、低濃度が令和9年3月31日かっていうことで、ちらちらとこの低濃度のPCBのね、処理というか、それをしなきゃならないっていうのが、市の施設の中でも出てきてるんですけど、多分、鳥取市は、鳥取市の公共施設の中で、どれだけのその施設に低濃度のPCBがあるのかっていうのを、確実に把握できてないのではなかろうかと、私は思ってるんですけど。だから、ここだけの話じゃないわけだし、その何、1かゼロかっていうかね、そういうことに仮にしたとした場合、私は、逆に市民から、低濃度のPCBの期限はもう前から分かってんのに、何でそんな、こんな最近になってから言うんだって、逆にそっちのほうが怒られるんちがうかなと、ね。そんなん分り切った話だから。これ、大分前から言われてましたよ、うん。だから、それなのに、こんな際々になってからね、そういう期限があるからみたいなことが、正面的な理由には、私はちょっとならないなっていうふうには思っています。

それから、確かに、柳委員の言われることも分かるんですよね、うん。それも1つの考え方として、ああ、なるほどなあと思う部分もあるけれども、みんながみんな、新しいもの造ってほしいと思っているわけではないので、それもちょっとなかなか厳しいのかなっていうふうに、

やっぱり私は思いますので。とにかくどういうふうに進めていくにしても、やっぱりちゃんと情報提供して、幅広く意見を聴いていくことだと思います。

それから、有識者の方の中には、その文化に関わるような、そういうね、方も入っておられるし、大学の先生とかも入っておられるんですけども、そこで、何ていうのかな、そこだけでは、やっぱりちょっと得られないような考え方だったり、意見もあるとは思いますが、本当に、どうやってこう、みんなでこう考えていくようなことにしていくのかっていうのが、すごく大事なんじゃないのかなと思います。とにかく、ちょっとこの低濃度のPCBのことを理由に、何かそれでは、ちょっと私は、逆に、市民の納得は得られないんじゃないのかなっていうふうには思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 すみません。ちょっともう一個なんですけど、僕も、別に新しいのありきっていうわけじゃなくて、逆に、検討した結果、今と変えないっていう可能性も、可能性としてはあると思うんですね。ただ、福祉文化会館と文化ホールは、例えば潰して、市民会館は残すっていうパターンもあると思ってて、それだったら、こんな半端な改修しないほうがいいと、もっと全面改修、どんとお金入れるっていう可能性もあると思うんですね。結局、それをするとしたら、また止める期間が生まれるわけですね。だから、そう、二度三度工事するとか、半端にちょっとずつ直すとかじゃなくて、直すんだったら、どんとお金は入れればいいし、でも、その全体の方向性が決まってない中で動くっていうのが、すごく場当たりのだし、さっきの広場のところも、どこの課が持つかみたいな、正直、場当たりにしか見えなくて、全部が。でも、何で各課が場当たりの対応になっちゃうかっていったら、全体の大本の方針が決まってないっていうところが最大の課題だと思うので、そこはやっぱり、大きな計画立ててるほうに、むしろ下からもっと突き上げていかないと、これが造れないっていうのを、そこが、多分根本の課題だと思うっていうので。別に新しいのありきではないっていうところですよ。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。以上で質疑を終わります。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございます。執行部の皆様は御退室ください。午後から市民生活部がありますけど、1時半開会にしたいと思います。暫時休憩します。

午後0時21分 休憩

午後1時25分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 皆様、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いですけど、ただいまから、市民生活部に入ります。

まず初めに、河口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口部長。

○河口正博市民生活部長 市民生活部長の河口でございます。本日は、どうぞよろしく願いをいたします。今回、議会のほうに提案をさせていただきました案件は、3件ございます。全て予算案件でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず、議案第134号一般会計補正予算（第6号）所管に属する部分からでございます。こちらにつきましては、人件費、今年度の人件費が、主なものということになっております。また、交通安全指導員、これ、令和7年度から、新たに更新をさせていただく部分がございますので、その指導員の制服の購入費、こういったもの、それから、河原町総合支所のほうが、緊急修繕を少しさせていただいたところがございますので、こういったものを計上させていただいております。次に、議案第138号でございます。墓苑事業費特別会計補正予算（第1号）でございますが、こちら、前年度の繰越金、そして、基金の運用利子、こちらのほうが決定をしましたので、それに伴って、積立金、それから、修繕の一部、こういったものを計上させていただいております。次に、議案第143号電気事業費特別会計補正予算（第1号）でございます。こちら、先ほど御説明させていただいたとおり、基金の運用利子、こちらが固まりましたので、積立金と併せて計上させていただくものでございます。以上が議案でございます。

次に、報告案件が1件ございます。こちらは、9月議会で、債務負担行為計上させていただいている案件でございますが、市民課の総合窓口及び総合案内業務、こちらの包括委託、これにつきまして、11月26日に公募型プロポーザル、そのプレゼンテーションでございますが、これを実施をさせていただきましたので、その結果、報告させていただきます。

以上、詳細につきましては、各担当課長より御説明をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。九鬼支所長。

○九鬼栄一河原町総合支所長 河原町総合支所、九鬼でございます。それでは、令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）、市民生活部、環境局、総合支所に関する部分の説明をさせていただきます。説明は、資料1、総務企画委員会補正予算説明資料により行わせていただきます。なお、人件費につきましては、決算見込みによるものというふうになりますので、割愛をさせていただき、その他の主立ったものについて説明をさせていただきます。

では、資料1、3ページ目の1、上から4番目になります。財産管理費、庁舎管理費の（河原町総合支所管理費）です。予算書は33ページ、事業別概要は41ページでございます。河原町総合支所管理費として、支所高圧受電設備の改修に要する費用217万8,000円を、補正予算として計上させていただくものです。財源は、公共施設等整備基金からの繰入金です。本年7月19日に実施した電気工作物の点検において、構内電柱上にある高圧ケーブルの端末処理部分が、

トラッキングにより著しく劣化していることが判明いたしました。トラッキングと申しますのは、電線の表面を電気が流れまして、絶縁物を劣化させる現象でございます。あわせて、ケーブルが接続されている高圧気中開閉器、これは、電気回路を開閉させる装置で、配線や設備に故障が発生した場合に、電気の流れを遮断するものでございます。これも劣化が進んでおまして、このまま放置すれば、雨水等の侵入によりまして、停電や火災などの電気事故の発生のおそれがあるということの指摘を受けたものでございます。このことから、支所業務に支障を来すことを未然に防止するため、電気設備の改修工事が必要となったものです。なお、緊急を要する事項であったことから、財産経営課の庁舎管理費予算からの流用を受けまして、11月26日に、改修工事を行わせていただきました。工事内容は、高圧ケーブル70メートル区間及び高圧気中開閉器の取替えというふうになり、でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課の小森です。資料1の4ページを御覧ください。中段にあります、(交通安全対策費(協働推進課))でございます。予算書は35ページ、事業別概要は16ページになります。補正額306万5,000円を計上させていただいてるところでございますが、このうち259万8,000円が、交通安全指導員の制服等製作費でございまして、残り46万7,000円は、人件費の補正となっております。本市では、地域の交通安全活動の推進役となります、交通安全指導員を委嘱をしておりまして、現在93名の指導員が、日々、ボランティアで、地域での立哨活動や交通安全指導等を行っていただいております。現在の指導員の任期が、来年の3月末までとなっております、4月以降も継続される方を除きまして、新規に指導員となられる方が使用する制服等を購入するものでございますが、制服の製作ですとか備品の調達に約1か月、入札による購入事業者の決定や服の採寸期間なども含めると、約2か月を要しますため、12月補正予算に計上して、4月からの立哨活動に支障が生じないように対応をさせていただくものでございます。現指導員に対する事前調査と過去の実績を踏まえまして、このたび、新規に指導員となる方を20名程度と、男性15名、女性5名と見込んでおるところでございます。購入物品といたしましては、帽子、夏服・冬服の上下、それから、冬に着ます外套、雨具など15点の被服と、赤色に点滅します指示棒、それから、反射チョッキ、腕章、ヘルメットでございまして、1人当たりの経費といたしましては、男性用が12万9,348円、女性用が13万1,460円で積算をしてるところでございます。議決をいただきましたら、速やかに入札を実施いたしまして、遅滞なく制服等をそろえまして、交通安全活動に空白期間が生じないよう努めてまいりたいと考えてるところでございます。財源は、全額一般財源でございます。

協働推進課の案件は以上となりまして、資料の6ページを御覧ください。市民生活部、環境局、総合支所に属する一般会計補正予算の人件費も含めます総額は、補正額の欄の一番下に記載しておりますとおり、274万7,000円でございます。財源内訳は、国・県支出金が26万8,000円、その他収入が217万8,000円、一般財源が30万1,000円で、補正後の額は15億8,072万4,000円となっております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字

句の確認等がございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、説明の終わりました部署は、御退席ください。

議案第138号令和6年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第138号令和6年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算の説明をお願いいたします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。そういたしましたら、資料の7ページを御覧ください。予算書は138ページでございます。まず初めに、歳入でございますが、これは繰入金でございます。510万3,000円でございますが、昨年度の繰入金の額が確定したことに伴いまして、510万3,000円を補正するものでございます。

また、その下でございますけれども、財産収入、財産運用収入でございますが、これは、基金運用利子の額が確定いたしましたので、1万8,000円を補正するものでございます。

歳入の合計は、合わせまして512万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、その下、資料8ページを御覧ください。これは歳出でございますけれども、これは、墓苑費、墓地管理費の増額補正でございます。これは、149万7,000円でございますが、これは看守員の賃金の見直し、また、いなば墓苑の漏水修繕等に係る経費の増、また、健康上の理由で1名、7月末で看守員が辞められておられまして、その以降の欠員の対応ということで、これは、シルバー人材のほうに、手数料、役務費、手数料ということで、計上させていただいておりますのでございまして、合わせまして149万7,000円の増額となっております。

続いて、その下の積立金の確定によるものでございますけれども、これも362万4,000円の基金の積立額の増でございます。

合計、合わせまして512万1,000円の補正を行うものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第143号令和6年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第143号令和6年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の説明をお願いいたします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。そうしましたら、続きまして、電気事業費特別会計につきまして、御説明をさせていただきます。説明資料の9ページを御覧ください。予算書は208ページでございます。

まず初めに、歳入でございます。財産収入、財産運用収入でございます。これは、電気事業基金の積立金の利子が確定いたしましたので、1万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、その下、10ページを御覧ください。予算書は209ページ

でございます。これは、歳入で御説明いたしました電気事業費の積立金の利子の確定によります1万5,000円の補正に伴う積立金の増でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市市民課業務包括委託公募型プロポーザルプレゼンテーションの結果について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。鳥取市市民課業務包括委託公募型プロポーザルプレゼンテーションの結果について、執行部、お願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。資料2の総務企画委員会報告事項説明資料の2ページを御覧ください。あわせて、追加の資料を配付させていただいております。

それでは、鳥取市市民課業務包括委託公募型プロポーザルプレゼンテーションの結果について御説明いたします。これは、9月議会におきまして、9月補正予算、債務負担行為について御説明し、令和7年度から3年間の債務負担行為限度額、税込みで2億7,280万4,000円で承認をいただいたものについて、受託者を選定したので報告するものでございます。

2番の事業内容ですけれども、市役所本庁舎で行う市民課総合窓口及び総合案内業務の包括委託で、総合案内、フロアコンシェルジュ、キオスク端末操作支援業務、証明書発行業務等の業務、徴収事務委託としております。委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

3番の公募型プロポーザルの内容及びプレゼンテーションの結果ですけれども、3者の参加申込みがありまして、令和6年11月26日にプレゼンテーションを行いました。その結果、最優秀提案者として、株式会社ニチイ学館が選定されました。提案価格は、3年間で、税込み2億5,542万円でございます。審査は、窓口サービスを担うに当たっての基本姿勢、執行体制、サービスの維持・向上、業務実績、提案価格など11項目を、外部委員2名を含む5名の評価選定委員で行いました。追加資料として、株式会社ニチイ学館のプレゼンテーションの審査項目及び評価得点を、本日配付させていただいておりますので、これは後ほど御覧になってください。

今後のスケジュールですけれども、現在、最優秀提案者と委託契約を締結できるよう、準備を進めているところでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等がございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 評価得点を見ると、⑩のところの経費見積額ってということで、10点満点のところを8点って評価なんですね。それで、このプロポーザルは、債務負担行為の限度額が2億7,280万4,000円だったんですけど、結局、こちらが提案された額が、それよりも1,700万ぐらい落ちてるんですね。この債務負担の限度額のとときの予算のとときに、コンビニとかでや

る人たちも増えてるから、窓口に来なくてもね、年々そういうコンビニ交付が増えてるっていうことと、あと、マルチコピーでしたっけ、市庁舎にも置くので、そこの操作案内とかはあるけど、そこで手続される方もいらっしゃるとか、いろいろ見ながらの積算だったと思うんですけど、結局この2億5,000万っていうのがね、この3年間やられてる金額と、あんまり変わってないんですけど、このせっかくこんだけ枠で取ってるのに、この2億五千何がしっていうところでね、しかも評価が8なんですよ、前、6やったんですよ、前の評価がね。評価する人が替われば、多分変わると思うんですけど、ちょっとこの差が、ちょっと何でかなと思ったんですけど、何かその審査の中で、そういう金額についての何か意見とか、そういうものが審査してる人から出たのか、ちょっとそこ教えてもらえますか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 市民課、植田です。では、私のほうからお答えをさせていただきます。まず、経費見積額の採点のところを、まず、お尋ねをいただいております。ここなんですけれども、一応審査の採点の仕方というもので定めてる内容がございまして、限度額からの差によって計算をし、点に反映させるというようなやり方を取らせていただいております。限度額から、ちょっと計算式はいろいろあるんですけども、少し簡単に申し上げますと、限度額から10%下がると10点がつきまして、それから、5%~10%の間で8になりまして、5%よりも少ない額で、もちろん限度額の中に収まっているっていうもので6点というような形になりますので、上がった金額で、そこは計算をさせていただいて反映をさせた結果が、今、この得点になっているということになります。

ごめんなさい、そのほか、もう一つは何だったでしょうかね。

◆伊藤幾子委員 その要は合い差があるので、何か意見が出たのかどうか。

○植田光一市民課参事 すみません。では、引き続きよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい、どうぞ。

○植田光一市民課参事 ここにつきましては、もちろん上がった数字を委員さんも御覧いただきながら、計算式当てはめて、この数字を出しているということですので、ここに対して、意見によって、こういろいろ評価の内容が変わったりということではなく、一律この得点をつけさせていただいてるというつけ方になります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これ結局、委託料の中で、人件費っていうのが払われていくわけで、その人件費をどれだけ払うか、払ってるかっていうのは、大体、市は、そこまではチェックしてないというのが、この間の話で、幾らの給料出されてるのかとか、そういったことまではっていうのは、多分ね、ずっとこの間言われてきたことやと思うんですけど、最低賃金も上がり、それから、本当にいろんな意味で、せっかく枠が取れてるのに、これで抑えられて、ほんまに大丈夫なんかなっていうか、最低賃金に貼り付いた給料しか出てへんの違うとか、やっぱりそういったことを思うわけですよ。実際が、900円のときに900円だったっていうね、話も聞いているので、だから、すごくちょっとそこが心配をしたところなんですけど、ただ、参加申込みが3者あったということで、それは蓋開けてみなければ分からないんだけど、応募されたとこ

ろは、やっぱりよそがあるってということならば、なるべくこうね、取れるように、いろいろ考えられた結果なんでしょうけれども、少なくとも、やっぱり市が出す事業で、本当にそこで働いてる人の賃金が抑えられるようなことがあってはならないとは思いますが、その辺りのチェックというのか、点検というのか、それが本当にできないものなのかどうかね、やっぱりそこはちょっと研究をしていただけたらなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと参考までにお聞きするんですが、参加申込みが3者あった。そのうち、ニチイ学館、これ、今もニチイですよ。それで、ここに評価選定委員の評価得点っていうのがあるんですけども、他の2者の評価得点は、それぞれ何点だったんですか。

◆砂田典男委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。総合得点といたしまして、ニチイ学館が371点ですけども、2位の業者につきましては、総合得点345点、3位が330点でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、提案価格は、ニチイさんは2億5,500万ですか、あとの2者の提案価格は幾らだったんですか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 市民課、植田のほうからお答えをさせていただきます。3者ありまして、2位が2億7,117万4,960円、271174960、3位が2億7,258万ちょうど、272580000という結果でございます。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

執行部の皆様は御退室ください。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、監査委員、選挙管理委員会、市議会に入ります。

まず初めに、富山監査委員事務局長、次に、有本選挙管理委員会事務局長、次に、保木本市議会事務局長の順で、御挨拶をいただきたいと思っております。富山事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 皆さん、こんにちは。監査委員事務局長の富山です。本日は、議案説明としまして、議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）12月補正予算の所管に関する部分を説明させていただきます。よろしくお願ひします。

◆砂田典男委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長、有本でございます。今の監査と同じなんですが、選管につきましては、先般行われました衆議院総選挙に関わる予算につきまして、議案第165号ということで、専決処分の報告と御承認を求めるといふ議案を用意しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆砂田典男委員長 保木本事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 市議会事務局の保木本でございます。市議会に関します補正予算の説明、後ほど、一村次長のほうからさせていただきますけども、議員の欠員によります報酬並びに職員の異動等によります人件費につきまして、決算見込みによります減額などをお願いをするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を一括して御説明お願ひいたします。富山事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。そうしますと、補正予算説明資料の2ページになります。予算書のほうは、40、41ページということになります。監査委員費でございます。監査委員費は、92万7,000円の増額の補正を計上しております。これは、監査委員事務局の職員費で、実績見込みによります増額を計上しているものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局、有本です。同じく、資料3ページを御覧いただきたいと思ひます。予算書は38ページでございます。選挙費の選挙管理委員会費、職員費でございますが、同じく、人事異動等によりまして、109万3,000円の人件費の増ということをお願ひするものでございます。簡単ですが、以上です。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志市議会事務局次長 市議会事務局、一村でございます。同じく横長の資料、補正予算説明資料の4ページを御覧ください。内容につきましては、議会費として、人件費相当分の減額補正をお願ひするものでございます。

内訳ですが、本年2月に辞職されました市議会議員1名の実績減によるものです。議員報酬が570万円の減、議員期末手当が234万2,000円の減、議員共済費が168万7,000円の減額となります。

次に、職員費につきましては、本年度の定期人事異動によりまして、事務局職員の入替えに伴う実績減によるものでございます。これが139万3,000円の減。

最後に、事務局費は、事務局の会計年度任用職員の報酬手当、共済費などの実績増によるものでございます。これが3万7,000円の増額。

以上、これらの合計としまして、議会費が1,108万5,000円の減額補正となります。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、説明の終了した部署は御退席ください。

議案第165号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第165号専決処分事項の報告及び承認についての説明をお願いいたします。有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本でございます。そうしますと、引き続き、先ほどの資料の5ページで説明をさせていただきますけれども、併せまして配付してあります、この縦長の一般会計補正予算書と事業別概要も、併せて御覧いただけたらありがたいなと思います。

それでは、本案件につきましてですが、御承知のとおり、10月15日公示されまして、10月27日投開票で実施をいたしました、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費につきまして、10月の9日に専決処分を行いましたので、御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。補正額は、総額1億911万8,000円でございます。財源といたしましては、上段にありますように、国政選挙のため、全額、国からの委託金ということになります。

主な内訳といたしましては、時間外勤務手当などの人件費が約4,460万円、入場券及び選挙公報の郵送料などの役務費につきましては約1,790万円、ポスター掲示場の作製・設置・保守・撤去費等々の業務並びに選挙公報の封入・作成・配送業務、期日前投票所の事務等の業務の委託料につきましては約3,170万円、備品購入費といたしまして、このたび国民審査がございましたので、読み取り分類機を2台更新をさせていただくという経費が484万円となっております。また、衆議院選挙の臨時啓発の経費といたしまして、30万円を計上させていただいております。

なお、選挙の結果でございますが、投票率につきましては、御案内のとおり54.42%ということで、前回、3年前より0.24ポイントの増加となりました。全国の投票率53.85%も、若干、鳥取市については上回ったというところでございます。また、今回の選挙で非常に特徴的だったのは、選挙人の動きでございまして、期日前投票の増加でございまして、投票総数の約39.54%が期日前投票されたということで、過去最高の数字となっておりますのでございます。

このたびの選挙、御承知のとおり、戦後最短の準備期間ということになりまして、スタッフ一同、200時間を超えるような残業を強いられてしまいました。大変な苦勞をいたしましたけれども、何とか無事に執行をいたしましたところでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、各種委員会等を終わります。

委員の皆様で、このほか何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、以上をもちまして、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時2分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

令和6年12月定例会 総務企画委員会

(議案説明、陳情審査、報告)

日時：令和6年12月9日(月) 午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

- ・議案第134号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】
- ・議案第137号 令和6年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第140号 令和6年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第148号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・議案第149号 鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について
- ・議案第151号 鳥取市恩給条例等の廃止について

◎報告

- ・公共施設包括管理委託事業に関する事業者説明会について(資産活用推進課)

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情(新規) >

- ・令和6年陳情第7号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求める陳情

企画推進部

◎議案【説明】

- ・議案第134号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・旧本庁舎跡地活用事業「緑地広場等」の管理運営について(政策企画課)
- ・市民会館の空調設備等改修方針について(文化交流課)

市民生活部

◎議案【説明】

- ・ 議案第 134 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 6 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 138 号 令和 6 年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 143 号 令和 6 年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第 1 号）

◎報告

- ・ 鳥取市市民課業務包括委託 公募型プロポーザル プレゼンテーションの結果について
(市民課)

監査委員

選挙管理委員会

市議会

◎議案【説明】

- ・ 議案第 134 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 6 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 165 号 専決処分事項の報告及び承認について